

議案第 1 0 5 号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和 3 9 年墨田区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条第 1 項第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 4 6 条の 2 第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第 3 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 3 9 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 9 条第 1 項第 1 号及び第 4 6 条の 2 第 3 項第 5 号の改正規定並びに次項の規定は、墨田区規則で定める日から施

行する。

- 2 前項ただし書の規定による改正後の第39条第1項第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正により、軽自動車税種別割のうち、原動機付自転車に係る税率の区分を新設等するほか、道路交通法の一部改正により、免許情報記録個人番号カードの運用が開始されたことに伴い、所要の改正をする必要がある。